



十津川

「心身再生の郷」



【平成2年、置村100年を記念して行われた水害記念碑除幕式（森林植物公園）】

◎特集

「十津川村の平成を振り返る」

村民憲章

1. 私たちは 歴史と伝統を大切にしましょう
1. 私たちは 美しい自然を守りましょう
1. 私たちは 郷土の文化を高めましょう
1. 私たちは 豊かな人情を育てましょう
1. 私たちは 仕事に誇りを持って働きましょう



▲平成2年、十津川村は置村100年を迎えた。記念式典には約1,200人が参加し、置村100年を盛大に祝った。

十津川村の 平成を振り返る

置村100年や
国道168号の整備などが
ありました



▲平成24年、十津川村森林基本計画を策定。災害をきっかけに林業再生を決意し、森林境界明確化、作業道整備、機械化などが進められた。



▲平成23年、紀伊半島大水害。甚大な被害を受けた一方で多くの支援も頂き、人と人の繋がりを強く感じる出来事であった。



▲平成15年、十津川道路起工式。平成中に国道168号で6か所のトンネル・バイパスが完成し、生活の利便性が向上した。



▲平成16年、日本初源泉かけ流し宣言。県庁で記者会見を開くと、主要テレビ局と新聞社が訪れ、大きなニュースとなった。



▲平成16年、第50回十津川村駅伝大会。橋本聖子さん、有森裕子さん率いる「TEAMオリンピック」が参加し、十津川村を駆け抜けた。

あと2ヶ月で「平成」が終わり新しい元号が始まります。そして、今月は十津川村の平成を振り返ってみようと思います。

平成2年に置村100年を迎えた村は様々な取組を行ってきました。中でも、日本初「源泉かけ流し宣言」、熊野参詣道小辺路・大峯奥駈道の「世界遺産登録」は村の歴史や自然の価値を外部へ発信し、認められた出来事でもありました。

日々の暮らしでは道路が大きく改善され、利便性が向上する一方で、紀伊半島大水害で大きな被害も受けました。

そして災害からの復旧・復興を終えた現在、林業の6次産業化や新しい村づくりが進んでいるところです。

平成も残り2ヶ月。皆さんそれぞれの思いを胸に、新たな元号を迎えていただけたらと思います。



▲平成29年、高森のいえ竣工。「いつまでも村に残り、住み慣れた地域や家で暮らしたい。」という村民の想いから生まれた、新たな住まい方モデルの拠点。



▲平成24年、林業6次産業化の核となる木材加工流通センターが稼動。原木を製材、乾燥、加工し、品質証明も行うことが可能となった。

村職員の給与・定員等の 状況を公表します

本村の職員の給与については、村の財政状況を踏まえて国や地方公共団体に準じて対応しています。

また、職員の定員につきましても、十津川村定員適正化計画に基づき、社会経済情勢や住民ニーズの変化に対応した職員配置を行いつつ、事務事業の見直しなどを踏まえて適正化に努めています。

村民の皆さんに職員給与・定員の実態を正しく知っていただくため、その概要を公表します。

●人件費の状況

(平成29年度普通会計決算)

人 口	3,306人
歳出額(A)	5,981,424千円
実質収支	201,253千円
人件費(B)	865,356千円
人件費率 B/A	14.5%

(注)人件費には、特別職の給料、報酬等を含む
(平成28年度の人件費率 10.9%)

●職員給与等の状況

(平成30年度普通会計予算)

職員数 (A)	118人	
給与費	給与	387,617千円
	職員手当	95,452千円
	期末・勤勉手当	156,109千円
	計 (B)	639,178千円
一人あたり給与B/A	5,417千円	

(注)職員手当には、退職手当を含まない。
給与費は、当初予算に計上された額。

●一般行政職の級別職員数の状況

(平成30年4月1日)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	合 計
標準的な職務内容	主事 技師	主査 主事	係長 主査	課長補佐 係長等	課長 課長補佐等	
職員数	32	5	18	19	19	93
構成比	34.4%	5.4%	19.4%	20.4%	20.4%	100%
1年前の構成比 (参考)	37.3%	5.5%	17.6%	19.8%	19.8%	100%

●職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(平成30年4月1日)

区分	一般職		技能職
	大学卒	高校卒	高校卒
10年以上 15年未満	241,420円	231,900円	—円
15年以上 20年未満	295,743円	272,450円	—円
20年以上 25年未満	328,871円	304,633円	—円
25年以上 30年未満	369,900円	341,260円	274,850円
30年以上 35年未満	377,733円	371,933円	295,600円
35年以上	—円	383,400円	—円

●初任給の状況

(平成30年4月1日)

区 分		一般行政職	
		大学卒	高校卒
村	初任給	168,600円	147,100円
	採用2年経過日給料月額	185,800円	156,800円
国	初任給	179,200円	147,100円
	採用2年経過日給料月額	192,700円	156,800円

村は、十津川村を示す。

●特別職の報酬等の状況

(平成30年4月1日)

区 分	給料・報酬の月額	期末手当
村 長	675,000円	6月期 1.40月分 12月期 1.55月分 計 2.95月分 加算措置 有
副村長	590,000円	
議 長	280,000円	
副議長	235,000円	
議 員	215,000円	

●平均給料・平均給与月額と平均年齢

(平成30年4月1日)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額 (平均給与月額)	平均 年齢	平均給料月額 (平均給与月額)	平均 年齢
村	274,600円 (338,276円)	38.6歳	263,900円 (285,338円)	47.4歳
国	329,845円 (410,940円)	43.5歳	286,817円 (328,637円)	50.7歳

村は、十津川村を示す。

●退職手当

(平成29年度)

区分	十津川村		国
	自己都合	勸奨・定年	自己都合、勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.5563月分	十津川村と同じ
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	
勤続35年	41.325月分	49.590月分	
最高限度額	49.590月分	49.590月分	
1人当たり平均支給額	—円	—千円	
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2~20%)			

●扶養手当・住居手当・通勤手当

(平成30年度)

区分	内 容 (月 額)	
扶養手当	配偶者	6,500円
	扶養親族(子)	10,000円
	扶養親族(父母等)	6,500円
	特定期間の加算	5,000円
住居手当	借家	(上限)27,000円
通勤手当	交通機関利用・最高限度額	55,000円
	交通用具(自動車等)利用する職員で2km以上、最初の2km3,000円。1km増すごとに1,000円加算。	最高限度額 55,000円
	※国の支給額は、通勤手当の交通用具用の場合を除き十津川村と同じ	

●期末・勤勉手当

(平成30年4月1日)

区分	十津川村		国
	期末手当	勤勉手当	期末・勤勉手当
6月期	1.225月分	0.9月分	十津川村と同じ
12月期	1.375月分	0.9月分	
計	2.60月分	1.80月分	

※職務上の段階、職の級等による加算措置有

●時間外勤務手当

(平成29年度普通会計決算)

区 分	金 額
支給総額	22,421千円
職員1人あたり支給年額	330千円

●特殊勤務手当

(平成29年度普通会計決算)

区 分	全 職 種
職員全体に占める 手当支給職員の割合	37.4%
手当の種類(手当数)	7
代表的な手当の名称	嘱託医手当 年末年始勤務手当

●部門別職員数の状況と増減数(人)

(各年4月1日)

部門		区分	職員数		対前年増減数	増減理由
			平成29年	平成30年		
普通会計部門	一般行政職部門	議会	3	3	0	新規採用 9名 再任用 1名 退職 ▲5名 その他 一名 増減 5名
		総務	30	29	▲1	
		税務	3	3	0	
		民生	15	19	4	
		農水	13	13	0	
		衛生	12	10	▲2	
		土木	10	14	4	
		商工	6	4	▲2	
	小計	92	95	3		
	教育	15	19	4		
公営企業等	水道	3	3	0		
	その他	18	16	▲2		
	小計	21	19	▲2		
合計			128	133	5	

(注)職員数は一般職に属する職員数で臨時的または非常勤職員を除く

村の人事行政の運営等の状況を公表します

村民の皆さんに村の人事行政運営などについてご理解をいただくため、「十津川村人事行政運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の数や勤務条件など、人事行政運営の状況について公表します。

お問い合わせ 総務課
☎0746-62-0001

ラスパイレース指数の状況 (各年4月1日)

区 分	平成28年	平成29年
十津川村	92.8	92.4
全国町村平均	96.3	96.4
地方公共団体平均	99.3	99.2

注 ラスパイレース指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

昇給期間短縮の状況

区 分	平成28年度	平成29年度
職 員 数 A	124	128
普通昇給期間(12～24月)を短縮して昇給した職員 B	-	-
比 較 B/A	-	-

注 昇給期間の短縮には、昇任時特別昇給などがあります。

年齢別職員構成の状況 (平成30年4月1日)

区 分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳
職員数	2	5	17	14	7
区 分	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳
職員数	19	21	14	5	9
区 分	56～59歳	60歳以上	計		
職員数	19	1	133		

職員の勤務条件、休憩の概要 (平成30年度)

職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分、週38時間45分です。別に60分の休憩時間があります。

職員の総数 (各年4月1日)

区 分	平成28年度	平成29年度
職員定数	154	154
職員数	124	128

全職員の平均年齢

区 分	平成28年度	平成29年度
平均年齢	40歳10月	40歳6月

採用者の状況

区 分	平成28年度	平成29年度
採用者	10	10

退職者の状況

退職者には以下の事由による退職があります。
 ※定年退職：定年(60歳)により退職する場合
 ※定年前早期退職：人事管理上の目的から職員に定年前早期退職の勧奨を行い、これに応じて退職する場合
 ※自己都合退職：本人の都合により退職をする場合
 ※その他：他団体からの派遣期間満了、死亡による退職など

事由別退職者数 (平成29年度)

区 分	定年	定年前早期退職	自己都合退職	その他
一般行政	-	-	3	1
特別行政	1	-	-	-
公営企業	-	-	-	-

再任用の状況 (平成30年4月1日)

再任用とは、高齢者雇用のため定年退職者を再任用する制度です。十津川村では、平成30年4月1日現在、1人の再任用を行っています。

職員の服務に関する基本原則の概要

基本原則	概要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中においては全力で職務しなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は信用に傷をつけたり、全体の不名誉となる行為をしてはなりません。
営利企業等の従事制限	営利企業に従事することは制限されており、従事する場合は許可を受けなければなりません。
争議行為等の禁止	職員には争議行為が禁止されています。
守秘義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。
政治的行為の制限	職員は、政党その他政治団体の結成などに関する政治的行為が禁止されています。

職員の福祉・利益の保護の状況

※村の常勤職員は、奈良県市町村職員共済に加入し、当該組合の規定による短期給付(保健・休業・災害・付加)を受けることができます。

長期給付(年金)は、平成27年10月より厚生年金に一元化されました。

※村の職員が公務による怪我、病気、死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償があります。

※職員の健康診断については、労働安全衛生法により、年1回実施しています。

公平委員会の業務の状況

職員は、勤務条件やその意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に措置要求また不服の申し立てを行うことができます。

平成29年度は、措置要求・不服申し立てはありませんでした。

職員の分限及び懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、給与を減額されたりします。

「分限処分」とは、公務の能率維持のため行う処分です。「懲戒処分」とは、公務員にふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために行う処分です。

平成29年度中の懲戒処分、分限処分はありませんでした。

職員の年次休暇の概要と取得状況

職員の勤務時間、休暇等に関する条例に基づき、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。

平成29年1月から12月までの平均取得日数は、11.8日です。

病気休暇の概要と取得状況

職員が疾病または負傷のために勤務できない場合、医師の証明書などに基づき、療養のため必要最小限度の時間勤務することが免除されます。

平成29年1月から12月までの取得者は、18人です。

特別休暇の概要と付与日数

年次休暇以外にも、特別な事由に該当する場合は、特別休暇が付与されます。

主要なものは、次のとおりです。

種類	付与日数
骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	5
結婚休暇	5
妻の出産休暇	2
夏季休暇	5
子の看護休暇	5

職員の育児休業の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度で、最長3年間取得することができます。育児休業は、1日単位で、部分休業は時間単位で取得することができます。平成29年1月から12月までの育児休業取得者数は、5人です。

職員の研修状況

研修名	人数
新規採用職員研修	10



第43回十津川温泉郷 『昴の郷』マラソン大会

1月27日、昴の郷で第43回十津川温泉郷『昴の郷』マラソン大会が開催され、ハーフ(約21km)、10km、3km、健康ジョギングの部に総勢448人のランナーが参加し、寒さにも負けず温泉郷を駆け巡りました。

10km女子1部では小原かなえさん(滝川)、3km中学生男子の部では大谷隼大さん(平谷)が準優勝されるなど、多くの地元ランナーが活躍しました。



- 1_勢いよく飛び出すランナー
- 2_地元の方々による温かい応援
- 3_スタート前。余裕の表情
- 4_村内の子どもたちもがんばりました
- 5_ゲストランナーの高石ともやさん
- 6_給水所の様子。ボランティアの皆さんもがんばってくれました
- 7・8_笑顔でゴール
- 9_十津川への想いを胸に走る





新十津川町青年道外研修団の受入



いこらで朝市を視察



いこらで村青年団主催の歓迎会



水害記念碑を訪問

2月9日から11日にかけて、引率を含め5名の新十津川町青年道外研修団が十津川村を訪れました。研修生は役場の表敬訪問の後、平谷地区地域交流センターいこら、高森のいえ、水害記念碑などを訪問し、十津川村の現状や新十津川町とのつながりについて学びました。また、十津川村青年団とも意見交換を行い、課題を共有するなど、互いに交流を深めました。短い期間ではありましたが、知識を得るだけでなく、両町村の絆をより深める、意義深い研修となりました。

村出身者の自衛隊入隊激励会



山本大地さん(大字玉垣内出身)
採用先:海上自衛隊



3月1日、役場村長室で、十津川村出身者2名の自衛隊入隊激励会が行われました。自衛隊五條地域事務所の稲田所長からは「不安もあると思うが、力を発揮してほしい」と激励がありました。入隊者からは「紀伊半島大水害時に、自衛隊の皆さんに助けてもらったことを忘れていない。今度は自分が助ける番だと思っている」「しっかりと訓練に励み、役に立てるようにしたい」と頼もしい決意表明がありました。



玉置泰康さん(大字永井出身)
採用先:陸上自衛隊



一般国道168号長殿道路起工式

2月11日に上野地区交流施設において、国土交通省・奈良県・十津川村共催により一般国道168号長殿道路の起工式が行われました。起工式には、田野瀬衆議院議員や堀井参議院議員もお祝いにかけつけ、祝辞を頂きました。

主催者の近畿地方整備局黒川局長からは「地域の期待に応えられるよう、早期開通を目指す」と、荒井奈良県知事からは「国道168号の整備によってつながらる新プロジェクトも考えている」と、力強い挨拶をいただきました。



黒川近畿地方整備局長



田野瀬衆議院議員



堀井参議院議員

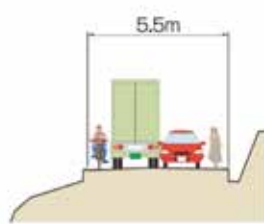


鍬入れ式の様子



工事箇所図(奈良国道事務所提供)

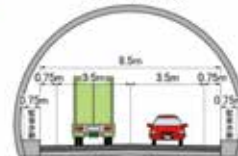
【現況】



【整備後】



トンネル部



工事箇所断面図(奈良国道事務所提供)

長殿道路は、国道168号五條新宮道路の一部として十津川村大字長殿地内に延長2.7キロメートルの新たな道路を整備することで、安定した交通の確保、生活の利便性向上、地域の活性化等を目指しています。現在の長殿地内の国道168号は急カーブが連続し、幅員が狭い区間が多く、対向が困難で通行に時間がかかりますが、長殿道路は直線化し、幅員を拡張した道路として新しく整備されます。今後は安全な工事と早期完成が期待されます。



土井 麻利江 さん

活動内容: 十津川村の資源を使った
ワークショップなど

任 期: 平成29年3月～

出 身: 大阪府東大阪市

ひとこと: 温泉が好きで村内にいる
ときは毎日通っています。
見かけたときはお気軽に
お声掛けください!

TOTSUKAWA×WORKS

土井さんは十津川村の文化や自然、
人の暮らしとモノづくりをつなげる取
組を行っています。ホームページやS
NSで活動内容を紹介していますの
で、ぜひご覧ください!

こちらからご覧いただけます。



初めまして。平成29年3月より十津川村に移住し、武蔵の軒家を借りて、村の豊かな自然や文化、歴史を体感しながら暮らしています。

私は大学で現代アートの作品を制作してきました。この先も一生、作品制作を続けながら、静かで自然豊かな場所での自分のスキルを活かせる仕事を見つけ(つくり)暮らししていきたいのが、十津川村での私の課題です。

これまでの活動では、ワークショップやイベントの企画・運営・デザイン、木の日用品・アクセサリー・ショップ「sonano」の立ち上げ、商品開発やデザインなどを行ってきました。来年度はこれまで実施してきた活動を整理し、静峡を中心に活動を展開していく予定です。

福祉だより

精神障害者保健福祉手帳は、精神に障がいのある人が各種サービスを受けるために必要な手帳です。障がいの程度に応じた等級(1級～3級)が記載されます。

福祉事務所での申請の後、奈良県精神保健福祉センターで認定されると手帳が交付されます。申請から手帳交付までに1ヶ月半程度かかります。交付された手帳は福祉事務所からお渡しします。

●申請方法

必要書類に記入し、福祉事務所へご提出ください。

※精神障害者保健福祉手帳の交付を受けるには、医師に相談、受診の上、所定の診断書を作成してもらう必要があります。

※障害年金を受給している人、特別障害給付金を受給している人は障害年金証書の写しか特別障害給付金受給資格証の写しがあれば、医師の診断書がなくても申請できます。

●申請に必要なもの

① マイナンバーが確認できる書類

② 左記のアイ、ウのいずれかの書類
ア精神障害者保健福祉手帳用診断書
※診断書の様式は福祉事務所にあります。

イ「障害年金証書の写し」「年金裁定通知書の写し」「直近の年金振込(支払)通知書の写し」

ウ「特別障害給付金受給者証の写し」「特別障害給付金支払決定通知書の写し」「直近の国庫金振込通知書(国庫金送金通知書)の写し」

③ 顔写真縦4cm×横3cm。1年以内に撮影されたもの。正面向き、無帽、無背景、顔が写真全長の3分の2程度で、申請者を特定しやすいこと)

※特段の理由により写真の貼付を希望しない場合は不要(写真が無い場合受けられるサービスに差異が生じることがあります)

④ 印鑑(認印可)

詳しくは福祉事務所へお問い合わせください。

☎02-06002

語ろう伝えよう十津川村

村史編さん地理部会 報告会

2月3日に平谷地区生活改善センターで、十津川村史編さん委員会の途中成果報告会を実施しました。

村の「学校教育」と「温泉」をテーマに、地理部会の河本大地調査員(奈良教育大学准教授)を講師に招き、中国からの留学生2名を含む奈良教育大学の院生4名と共に、調査の結果を報告しました。前半の学校編では旧出谷小学校と旧上湯川小学校を、後半の温泉編では十津川温泉を取り上げました。

今後もこのような報告会を様々な形で行っていく予定です。今回は、参加者と意見交換を行なっていくことで、調査で得た成果をより良い物にすることができました。村民の皆さんのご理解ご協力の程よろしくお願いたしました。



教育だより

第126号

【お問い合わせ】
村教育委員会事務局
TEL
0746(62)0067



のら文庫

開館/平日 8:30~17:15
休館/役場の閉庁日
◆貸出冊数 ひとり5冊
◆貸出期間 3週間まで

◆新着おすすめ図書◆

一般



『ばあばの100年レシピ』
母から私に、そして若い人へおくる味
鈴木 登紀子/著

お料理の才覚があれば、どんなときでも心豊かに暮らせます。日本料理研究家の著者が、日本料理のすばらしさを若い人に伝えたいという切なる思いから、この一冊が生まれました。

おひたし、お吸い物、煮物、焼き魚、旬を大切にしたら四季の献立など。

新一年生が体験入学

小学校で上級生と交流



2月14日に村内の小学校で、4月に入学をひかえた新一年生の体験入学が行われました。同時に保護者向けの入学説明会が行われ、小学校入学の準備が進んでいます。

十津川第一小学校では、授業や給食、清掃活動などを体験しました。来年度に最上級生となる5年生とは鬼ごっこなどで交流し、「入学してくるのを楽しみにしています」と、4月からの賑やかな学校生活に期待した子どもたちのわくわくした顔がみられました。

村内めぐり「ふるさと学習」

役場も資料館も興味津々

2月15日、村内の小3年生が村内めぐりを行い、役場や武蔵の教育資料館などを訪れました。

教育資料館では、ハンドベルをチャイムに使用して、50年ほど前に実際に使われていた木造の机に座り授業を受けました。児童たちは、とくに校舎外に設置されているトイレに関心を向けていました。古い物を見て、今の学校との違いを沢山見つけることができました。



↑教育資料館(武蔵)を見学

子ども会スキー研修会

長野県でスキーを体験

2月15日から17日まで、長野県菅平スキー場にて第25回十津川村子ども会スキー研修会が開催され、村内の小5・6年生19人が参加しました。初めてスキーを体験した子どもたちは、最初はスキー板の装着にも苦戦していましたが、コーチ陣の丁寧な指導のおかげもあり、あっという間に上達して全員リフトに乗ってスキーを楽しむことができました。昨年も参加した6年生は約1年ぶりのスキーでしたが、急傾斜の上級者向けコースに挑戦して見事な滑りを見せてくれました。



高校だより

いっしょに がんばろうよ

NexTotsuko



第17回校内マラソン大会

2月7日に第17回校内マラソン大会を行いました。男子生徒は高校から高森の郷までを往復する約7.3kmを、女子生徒は高校から猿飼橋までを往復する約4.6kmのコースを走りました。

男子個人の部では1年生の丸山光喜さんが32分28秒で、女子個人の部では中垣千秋さんが25分8秒でそれぞれ1位となり、クラス対抗の部では1年1組が優勝しました。

完走後は育友会の方々に豚汁をふるまっていただき、生徒たちは疲れた身体を癒やしました。御協力いただきました皆さん、ありがとうございます。



2年生総合学習「吉野熊野学」

2月13日に2年生の総合学習「吉野熊野学」において、十津川村に関する様々なテーマで1年間学習した内容の発表を全校生徒に行いました。

生徒は歴史や福祉、自然資源などテーマごとに6班に分かれ、それぞれに趣向を凝らした方法で発表しました。どの班の内容も非常によく練られたものとなっており、大変興味を引かれるものばかりでした。また、質疑応答では2年生の発表を受けて、1年生から多くの質疑が飛び交い活発な議論となりました。

2年生は1年間の成果とともに、行程や課題などを含めてどのように伝えるのかということ、1年生は先輩の発表を踏まえ、来年度の学習にどのように繋げて構想していくのかということ学ぶことができました。



お知らせ

【公衆浴場料金改定】

4月から公衆浴場「滝の湯」「泉湯」「庵の湯」の村外の人の利用料金が変わります。
JAF会員の割引が廃止されます。

公衆浴場	利用者	3月末まで	4月から
滝の湯	村外大人	600円	800円
	村外小人	300円	400円
泉湯	村外大人	400円	500円
	村外小人	200円	250円
庵の湯	村外大人	400円	500円
	村外小人	200円	250円

☎ 62・0004
 圏 産業課観光グループ

【奨学金貸与について】

村では、大学・高等学校などの学生に奨学金の貸与を行っています。

● 貸与条件(以下、①～③の条件をすべて満たす人)

- ① 学業優秀であること。
- ② 経済的理由で修学が困難な人。
- ③ 奨学金を受けようとする人またはその人を扶養する親族の住所が村内にあり、引き続き居住する見込みがある人であること。

● 貸与内容

- (1) 学校教育法による大学及びこれに準ずる学校
 貸与月額3万円、貸与人数2人以内
- (2) 学校教育法による全日制高等学校
 貸与月額2万円、貸与人数3人以内

● 貸与期間

正規の就学期間

● 申込書類

- ・ 奨学金貸与申請書
- ・ 本人及び本人と生計を同じくする親族の住民票
- ・ 成績証明書(最終に在学した学校)
- ・ 在学証明書(H31年4月現在、在学している学校)
- ・ 所得状況の確認に関する同意書

● 申込締切 5月15日(水)

圏 教育委員会事務局 ☎ 62・0003

【檀原神宮周辺における

交通規制】

平成31年3月26日(火)、檀原神宮周辺において、一時的な交通規制を実施します。

当日は混雑が予想されますので、公共交通機関の利用や現場警察官の指示に従った通行・迂回等のご協力をお願いします。

圏 奈良県警察本部

☎ 0742・23・0110
<http://www.police.pref.nara.jp>



－ 庁 外 －

衛生センター 63-0391 し尿処理場 63-0291
 小原診療所 63-0040 上野地診療所 68-0207
 歴史民俗資料館 62-0137 体育文化センター 63-0067

－ 役場以外 －

観光協会 63-0200 森林館(古ル野) 62-0567 道の駅十津川郷 63-0003
 泉湯 62-0090 滝の湯 62-0400 庵の湯 64-1100
 温泉プール 64-0762 高森の郷 64-1800 社会福祉協議会 64-0666
 北部保健センター 68-0017 森林組合 64-0301 商工会 62-0132
 十津川警察庁舎 63-0110 五條消防十津川分署 64-1190 五條消防大塔分署 0747-36-0317



情報広場です

マークの見方 **■**申し込み **■**日時 **■**場所 **■**お問い合わせ

お知らせ

【奈良運輸支局からのお知らせ】

毎年3月末は、決算期や自動車税の賦課期日の終期等による影響を受け、自動車の検査・登録の各種申請が、窓口には集中します。

そのため、自動車の移転登録(名義変更)や抹消登録(廃車)等の各種手続き及び検査につきましては、できるだけ早く済まされるようお願いいたします。

登録及び検査関係の案内については、ヘルプデスクにより24時間行っています。

■近畿運輸局奈良運輸支局

登録・検査関係のヘルプデスク

☎050・5540・20663

※24時間対応(音声又はFAXサービス)

HP

<http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/>

募集

【奈良県警察官採用試験】

●郵送及び持参

3月4日(月)～4月19日(金)

●インターネット申込(左記HP)

3月4日(月)～4月15日(月)

受験資格

●昭和61年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した人または平成32年3月末までに卒業見込みの人

採用予定人員・警察官(大卒区分)
男性39人、女性5人程度

■第1次試験日

【教養試験・論文試験】

5月12日(日)

【体力試験・口述試験】

5月25日(土)・26日(日)のうちの指定科目日

■奈良県警察本部警務課採用係

〒630-8578

奈良市登大路町80番地

☎0120-351-204

HP <http://www.police.pref.nara.jp/>

【古物営業法の一部改正】

引き続き古物営業を営む人は、「主たる営業所等届出書」を提出する必要がある。期限内に提出せずに営業を続けると無許可営業になります。

■十津川村警察庁舎

☎63-0110

HP

<http://www.police.pref.nara.jp/>

【無料法律相談の開催】

奈良弁護士会が「遺言の日」記念無料法律相談を実施します。相続遺言に関するお悩みをご相談ください。

■4月17日(水)

午前10時～12時・午後1時～3時

相談時間1人30分間

※先着8名

■奈良弁護士会

奈良市中筋町22番地の1

■奈良弁護士会

☎0742-22-2065

4月1日(月)～16日(火)の間で受付



役場代表
電話 0746(62)0001
FAX 0746(62)0210
IPﾌｻﾝ 050-5004-6720
050-5004-6721
050-5004-6722

庁舎2階
総務 (総務・防災) 62-0001
(企画) 62-0910
産業 (観光) 62-0004
(農業) 62-0005
(林業) 62-0909
教育 62-0003・62-0067

庁舎1階
住民 62-0900・62-0911
財政 62-0903
建設 62-0033(直通)
(道路) 62-0904
(ダム) 62-0907
(水道) 62-0908

福祉 62-0901・62-0902
施設 62-0905
施納 62-0906
庁舎3階
議会事務局 62-0002



国保だより

保険証の一斉更新のお知らせ

今月下旬に保険証の一斉更新を行います。

新しい保険証は、「**特定記録郵便**」で世帯主宛てに送ります。届きましたら、保険証の記載内容を確認していただき、間違いがあれば届け出をお願いします。加入は世帯単位ですが、一人ひとりに保険証を発行します。

次の人の保険証は窓口交付となります

- 修学のため村外に住所をおいている学生の人
住民課へ届け出てください。
(必要なもの) **在学証明書または学生証の写し、はんこ**
※4月から新たに修学のため村外に住所を移される人は、在学証明書の代わりに合格通知書等でもかまいません。
- 国保税を滞納している人
納税相談(別途通知)を行いますので、**はんこ**をご持参のうえ、**財政課**までお越しください。

※以下の証は記載された有効期間まで引き続きお使いください。

- ・高齢受給者証(70～74歳)
- ・後期高齢者医療の保険証(75歳～)
- ・限度額適用(標準負担額減額)認定証
- ・乳幼児医療・子ども医療・心身障害者医療・ひとり親家庭等医療・精神障害者医療の受給資格証

保険証裏面に「臓器提供意思表示欄」が設けられています

保険証裏面に「臓器提供意思表示欄」が設けられています。臓器提供の可否について、意思表示をする場合にご利用ください。

ジェネリック医薬品希望シールを同封します

ジェネリック医薬品(後発医薬品)を希望される人は、このシールを保険証等に貼ってご利用ください。

有効期限が切れた保険証について

各自の責任において処分していただくか、役場住民課へご返却ください。

今月は、国保税第**10**期の納期です。
納期限は**4月1日**ですので、納期限内に忘れず納めましょう!

— お問い合わせ —

- ▶国保税に関することは・・・**財政課** ☎0746(62)0903
- ▶保険証や医療に関することは・・・**住民課** ☎0746(62)0911



年金を受けている人が所在不明になったときはお届けが必要です

1月以上所在不明になったとき

◆年金を受けている人の所在が1月以上明らかでないときは、その世帯の世帯員の人は所在不明についての届出を速やかに行う必要があります。提出先はお近くの年金事務所です。

◆お届けいただいた後、受給権者ご本人の健在を確認し、所在が不明な場合は、年金の支払いが一時止まります。

◆年金の支払いが止まっている人の所在が明らかになったときは、年金のお受け取りを再開するための手続きが必要になります。お近くの年金事務所までご連絡をお願いします。

お問い合わせ——▶大和高田年金事務所 ☎0745 (22) 3531
▶住民課 (国民年金窓口) ☎0746 (62) 0900



健康だより

子どもの定期予防接種の受け忘れはありませんか？

各予防接種の接種年齢・接種間隔・回数は、ワクチンを安全に接種でき、高い効果が得られることを考慮して決められています。

【平成30年度の対象年齢になる人にはお知らせ（平成30年5月個別通知）をしています】

子どもを病気（感染症）から守るため、重症化予防、また流行を防ぐために接種を受けるようにしましょう。

予防接種の種類		接種回数	対象年齢（時期）と標準的な接種期間
MR（麻しん・風しん） 2期		1回	小学校就学前の人 生年月日：平成24年4月2日～平成25年4月1日 ※接種期間は、平成31年3月31日までです。
2種混合 （ジフテリア）（破傷風）		1回	11歳以上13歳未満 ※三種混合ワクチンの第1期が完了していること
日本脳炎	1期初回	2回	3歳以上4歳未満
	1期初回	1回	4歳以上5歳未満 ※標準的には1期初回2回目接種からおおむね1年おく
	2期	1回	9歳以上10歳未満
	特例処置	1回～4回	平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの人へ 積極的勧奨の差し控えにより第1期（計3回）の接種が完了していませんので、20歳になるまでに全4回の接種のうち、残りの接種を無料で受けることが可能です。

・お子様の過去の接種歴は、母子健康手帳で必ずご確認ください。

・平成31年度に対象年齢に該当する人は、平成31年5月頃に個別通知を予定しています。

予防接種に行くときは母子健康手帳と予診票を忘れずに

病気にかかってから、どのくらいあいたら予防接種ができるの？

手足口病、突発性発疹、インフルエンザ、かぜ等 ⇒ 病気が治ってから1～2週間ほどあけて接種

はしか、風しん、おたふく、みずぼうそう等 ⇒ 病気が治ってから4週間ほどあけて接種

※明確に基準といったものは設定されていませんので、
最終判断はかかりつけ医にご相談ください。



お問い合わせ 住民課 保健衛生係 ☎0746-62-0911

人のうごき

(敬称略)

ご結婚

2月15日
和田 一幸(小川) 佐々木久子(猪引)



れな
松木平 玲那ちゃん(玉垣内)
3月6日生まれ(満3歳)
れいくん大好きな優しいれなちゃん
これからもすくすく育てね♡
父・元気 母・優



とうや
西村 柊哉ちゃん(小井)
2月1日生まれ(満1歳)
お兄ちゃんが大好き♪
ご飯もいっぱい食べるよー!
父・博也 母・祐子

おくやみ

谷村 和代 85歳 1月28日(小原)



たいが
中垣 大翔ちゃん(高滝)
3月30日生まれ(満3歳)
じーじ ばーば くるまが大好き☆
いつも笑顔・元気いっぱい!
母・彩



辻村 なのかちゃん(沼田原)
3月10日生まれ(満2歳)
おしゃべり大好き!
4月からお兄ちゃんと
保育所頑張っね★
父:伸介、母:なつみ

お誕生日おめでとう!



今月の「とつかわテレビ」

3月の番組

○第43回昴の郷マラソン大会

1月27日、昴の郷で行われた「第43回昴の郷マラソン大会」の様子を放送します。寒さに負けず走る子どもたちの元気な姿や、大会を盛り上げてくれる仮装ランナーなど約450人が参加した大会の様子をお楽しみください!



○第33回シルバー運動会

10月25日、湯之原の体育文化センターで「第33回シルバー運動会」が行われました。24人の高齢者が参加し、輪投げ競技やボウリング競技を楽しみました。参加者の皆さんの真剣な表情に注目です!



各月第3水曜日に開催! 五條市の北本弁護士による 無料法律相談

時 各月第3水曜日 14時～17時
所 役場第1会議室
(場所が変更される場合があります)
※毎月3人まで相談可。(電話予約が必要です)
問 五條本町法律事務所 北本弁護士まで
☎0747(22)8005

みなさまのご相談をお待ちしています



偶数月(4・6・8・10・12・2月)
の開催になります。

来月のとつかわテレビ

来月は、「十津川中学校卒業式」と
「十津川キノコ図鑑(観察会)」の予定です。お楽しみに♪



集落の絶景

遊覧船と写真家(大字神下)

写真:伊葉 爲利さん(大字内野)

てんいち先生



診療所からお知らせ



圃小原診療所
☎ 0746 (63) 0040

土曜診療日 受付 / 8:30 ~ 11:15

小原診療所	
3月23日(土)	第4週
3月30日(土)	第5週
4月13日(土)	第2週

整形外科診療日 受付 / 小原 8:30 ~ 11:15
上野地 14:00 ~ 15:15

月日	診療所
3月14日(木)午前	小原診療所
4月4日(木)午前	小原診療所
4月4日(木)午後	上野地診療所
4月11日(木)午前	小原診療所

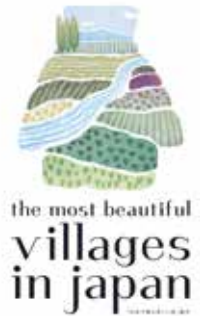
出張診療 診療時間 / 神納川・東中 14:30 ~ 15:30
玉垣内 14:00 ~ 15:30

場所	診療日		
神納川地区生活改善センター	3/12(火)	3/26(火)	4/16(火)
東中公民館	3/28(木)	4/25(木)	5/30(木)
玉垣内集会所	3/19(木)	4/9(火)	4/18(木)

あとがき

▶平成残り2ヶ月。私の平成の思い出は十津川村への移住です。大学卒業後、平成22年に十津川村へ移住し、就職して結婚し、今では子どもが生まれました。素晴らしい人々と出会い、十津川村にしかない景色や歴史を体感してきました。十津川村で過ごした平成はたった9年間ですが、かけがえないものです。この9年間の思い出を胸に5月からの新たな時代も楽しみたいと思います。

(神谷明成)



- 人口 3,294人(-6人)
男性 1,650人(-4人)
女性 1,644人(-2人)
- 世帯数 1,768世帯(-3世帯)

【平成31年3月1日現在 ()は前月比】

使い切らない 空にしらない 切らさない 1週間分の備蓄を日常に

